

モデルケースによる寄附金控除の計算例②(所得税が税額控除の場合)

世帯構成	夫婦+子2人
給与収入	500万円
所得税の税率	5%
市県民税所得割額	135,500円
所得税額	60,250円

※ 所得税の税額控除が適用できるのは、その年中に取得した認定NPO法人等に対する寄附金と、その年中に支出した公益社団法人に対する寄附金(一定の要件を満たすもの)に限られます。

※ 所得税の税額控除の適用限度額は、所得税額の25%です。

